

(社) 千葉県浄化槽検査センター
11条BOD検査に係る実施要項

(目的)

第1 この要項は、浄化槽法定検査実施要領（以下「法定検査実施要領」という。）6 検査の実施、(2) に定める浄化槽の浄化槽法第11条（定期検査）の規定による水質に関する検査（以下「11条検査」という。）について、検査の効率化を図るために導入する生物化学的酸素要求量（BOD）の測定検査を主体とする検査（以下「BOD検査」という。）の実施について必要な事項を定める。

(検査対象浄化槽)

第2 BOD検査の対象とする浄化槽は、処理対象人員が10人以下規模の合併処理浄化槽でかつ、戸建て住宅に設置されているものとする。

(検査実施浄化槽及び検査項目)

第3 前条で定める浄化槽のうちBOD検査を実施しない浄化槽については、法定検査実施要領に定める方式による検査（以下「全項目検査」という。）を実施するものとする。

2 検査項目は、BOD、残留塩素濃度の測定とする。ただし、第4第2項に規定する委嘱ができない場合には全項目検査とすることができる。

また、その他の確認項目として、透視度の測定、別に定める「11条BOD検査に係る試料採水等実施要項」別表「外観検査項目の判断基準」に掲げる項目の確認及び保守点検・清掃の記録の確認を行うものとする。

(BOD検査の試料の採水及び残留塩素濃度の測定等)

第4 BOD検査の試料である浄化槽処理水の採水（以下「採水」という。）、及び残留塩素濃度の測定並びにその他の確認項目の確認は、「11条BOD検査に係る試料採水等実施要項」（以下「採水等実施要項」いう。）で定めるところにより実施するものとする。

ただし、第10に定める全項目検査が実施される年は行わない。

2 前項の採水及び残留塩素濃度の測定並びにその他の確認項目の確認は、浄化槽の保守点検業者（千葉県内で浄化槽の保守点検業の登録を受けている者。）に所属する採水員（以下「嘱託採水員」という。）に委嘱して行うことができるものとする。

3 嘱託採水員の資格については別に定める。

4 第2項の委嘱業務を担保するため、嘱託採水員の委嘱対象の一部を検査員がクロスチェック用に採水し確認する。

(法定検査済証)

第5 前条の採水及び残留塩素濃度の測定等を実施する者は、業務終了後、当該浄化槽が設置されている施設の管理者等の同意を得て、法定検査済証（別紙様式4）を見やすい場所に貼付するものとする。

(検査記録票)

第6 第4の採水及び残留塩素濃度の測定等を実施する者は、11条BOD検査に係る検査記録票（別紙様式1、以下「検査記録票」という。）を作成し、保守点検、清掃の記録の写しを添付するものとする。

(BOD検査の試料の搬入)

第7 採水した試料は、「採水等実施要項」で定めるところにより速やかに(社)千葉県浄化槽検査センター（以下「検査センター」という。）に搬入するものとする。

2 試料の検査センターへの搬入方法等については別に定める。

(測定分析)

第8 検査センターは、搬入された試料について直ちにBODを測定する。

2 BODの測定分析は、日本工業規格K0102（工場排水試験法）21に掲げる方法により行う。

3 残留塩素濃度の測定は日本工業規格K0102（工場排水試験法）33の2に掲げる方法により行う。

4 透視度の測定は、日本工業規格K0102（工場排水試験法）9に掲げる方法により行う。

(結果の判定)

第9 検査センターは、別に定める「11条BOD検査のBOD検査判定指針」（以下「判定指針」という。）に基づき、BOD等の測定結果から浄化槽の機能を判定する。

(再検査の実施)

第10 判定指針により「不適正」の判定を受けた場合は、直ちに全項目検査を実施する。

(全項目検査の実施)

第11 BOD検査を実施する浄化槽は、5年に1回、全項目検査を実施する。

(審査会の設置)

第12 BOD検査を客観的かつ公平に実施するための調査・審査機関として、学識経験者、行政担当者等の第三者を加えた11条BOD検査に係る審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の審議事項、委員の構成については別に定める。

(検査の依頼及び検査手数料の支払)

第13 BOD検査の依頼は、浄化槽法定検査実施依頼書(別紙様式3)又は電話により検査センターに依頼するものとする。保守点検を委託された業者は依頼の仲介(代行)ができるものとする。

2 検査手数料の支払は、次条に定める検査結果書とともに送付される払込通知書により検査センターに払い込むものとする。

(検査結果書の送付)

第14 BOD検査の検査結果は、検査結果書(別紙様式2)により検査を依頼した浄化槽管理者に送付する。

2 検査結果の報告は、法定検査実施要領に定めるもののほか、採水等を行った嘱託採水員の属する保守点検業者に通知する。

(採水業務等に対する報酬)

第15 検査センターは、採水員の採水その他の業務及び報酬等について、嘱託採水員が属する保守点検業者と業務委託契約を締結する。

2 前項の業務委託契約の細目については別に定める。

(年間計画)

第16 検査センターは、BOD検査を計画的かつ効率的に実施するため、依頼件数を把握し年間の検査計画を策定するものとする。

(定めのない事項)

第17 この要項に定めのない事項については、法定検査実施要領に定めるところによる。

附則

この要項は、平成18年 1月 1日から施行する。

この要項は、平成20年 4月 1日から施行する。